第四章の二　福祉事業

（療養の給付等に関する記録の提供）

第百六十二条の二　組合は、法第百十二条第一項第一号に規定する組合員等（以下この章において「組合員等」という。）の求めに応じ、当該組合員等の健康の保持増進のため必要な範囲内において、当該組合員等に対し、当該組合が保有する当該組合員等が受けた療養の給付等に関する記録を電磁的方法により提供することができる。

（法第百十二条第三項の主務省令で定める者等）

第百六十二条の三　法第百十二条第三項の主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者その他の者であつて、その使用する組合員等に対し健康診断（高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査に相当する項目を実施するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）を実施している者（労働安全衛生法その他の法令に基づき健康診断を実施する責務を有する者を除く。）

二　船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船舶所有者及び同法第五条第一項の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者

2　法第百十二条第三項の主務省令で定めるものは、事業者等（同項に規定する事業者等をいう。次条において同じ。）が保存している組合員等に係る健康診断に関する記録の写し（労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存しているものを除く。）とする。

（事業者等が行う記録の写しの提供）

第百六十二条の四　組合が、法第百十二条第三項の規定により組合員等を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対して提供を求めることができる健康診断に関する記録の写し（前条第二項に規定する記録の写しを含む。以下この条において同じ。）は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第二条各号に掲げる項目に関する記録の写しその他法第百十二条第一項第一号の規定により組合員等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たつて組合が必要と認める情報とする。

2　法第百十二条第三項の規定により健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、同条第四項の規定により当該記録の写しを提供するに当たつては、電磁的方法により作成された当該健康診断に関する記録を記録した光ディスクを送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

第四章の三　実施機関積立金及び退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用

（実施機関の基本方針に定めるべき事項）

第百六十二条の五　［略］

（管理運用機関の基本方針に定めるべき事項）

第百六十二条の六　［略］

（法第百四十四条の二十四の二第一項の主務省令で定める者等）

第百六十五条の二　［略］

2　法第百四十四条の二十四の二第二項の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

［一～八　略］

［新設］

第四章の二　実施機関積立金及び退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用

（実施機関の基本方針に定めるべき事項）

第百六十二条の二　［同上］

（管理運用機関の基本方針に定めるべき事項）

第百六十二条の三　［同上］

（法第百四十四条の二十四の二第一項の主務省令で定める者等）

第百六十五条の二　［同上］

［2　同上］

［一～八　同上］